

秋田県告示第401号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田地方法務局長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和2年9月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成作業基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年9月28日から令和3年1月31日まで
- 3 作業地域 秋田市寺内蛭根一丁目及び二丁目並びに寺内油田一丁目、二丁目及び三丁目